

# 国民健康保険特定健診

## 後期高齢者健康診査・実施中



市は、40歳以上の安中市国民健康保険加入者と市内在住の後期高齢者および生活保護受給者対象の健診を実施しています。

市内の医療機関で受診する「個別健診」と、各保健センターや公民館などで受診する「集団健診」があります。いずれか一方を受診してください。結果は、個別健診は医療機関から、集団検診は市からお知らせします。

- ☆ 健診時に持参するもの
  - ① 自分の保険証
  - ② 特定健康診査（または後期高齢者健診）受診票・受診券
  - ③ 採尿した尿容器（集団健診のみ）

### ☆ 注意事項

- ① 朝食は食べずに受診してください（食後に受診すると血糖値などの数値が変わってしまう、正確な判定ができません）
- ② 受診票・受診券裏面の「質問票」は必ず記入してください（血圧・血糖・コレステロールを下げる薬を服用している人は、必ず「はい」と回答してください）

### 毎年健診を受けることが大切です

市国保では、約40%の人が健診を受診していますが、半数以上の人人が健診を受診していません。メタボリックシンдро́мをはじめとする生活習慣病は、自覚症状がないまま進行し、重症化してしまいます。年に一度は健診を受診し、健康状態をチェックしましょう。

**市の国保に加入している40歳から74歳までの人に、特定保健指導を行っています。**

特定健康診査の結果や質問票から、生活習慣病発症の可能性が高いと予測される人には、随時「特定保健指導利用券」を送ります。届いた人は必ず特定保健指導を受けましょう。

※ 健診当日、特定保健指導の対象と見込まれる人には、健診時に特定保健指導を受けます。今まで、「仕事が忙しい」「予定が合わない」と利用できずにいた人にも、気軽に利用しやすくなっています。



### 特定保健指導を利用すると特典があります

**特定保健指導とは**

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、医師・保健師・管理栄養士などが、対象者の状態にあった生活習慣の改善に向けた支援を実施することです。

※ 特定保健指導の実施方法は、医療保険者によって異なります。加入している医療保険者にお問い合わせください。